

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示（案）の意見募集について

1. 改正の対象となる告示

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件（令和7年個人情報保護委員会告示第12号。以下「告示」という。）

2. 背景

令和7年度に告示が制定される前においては、次の表の左欄（①欄）に掲げる法律の規定に基づく個人情報保護委員会等（②欄）への報告は、同表の右欄（③欄）に掲げる規定に基づき、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合を除いて、電子情報処理組織を使用する方法（※1）により報告することとされていた（※2）。

※1 個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（具体的には、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載の報告フォーム）を使用する必要がある。

※2 事業所管大臣（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第150条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣をいう。以下同じ。）への報告は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第8条第3項第2号の規定に基づき、当該事業所管大臣が別に定める場合を除いて、施行規則別記様式第1による報告書を使用する方法により報告することとされている。

① 報告の根拠規定	② 報告先	③ 報告方法の根拠規定
個人情報保護法第26条第1項 (※ 個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者がその取り扱う個人データを漏えい等した場合の報告)	個人情報保護委員会	施行規則第8条第3項第1号
	事業所管大臣	施行規則第8条第3項第2号
個人情報保護法第68条第1項 (※ 個人情報保護法第63条に規定する行政機関の長等が保有個人情報を漏えい等した場合の報告)	個人情報保護委員会	施行規則第44条第3項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第29条の4第1項 (※ 番号法第12条に規定する個人番号利用事務等実施者が特定個人情報を漏えい等した場合の報告)	個人情報保護委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)第3条第3項

これらの報告の中には、ランサムウェア事案等のサイバー攻撃も含まれているところ、サイバー攻撃を受けた場合、初動対応中に多数の官公署への報告を行う必要があり、被害組織の報告負担が大きいとの指摘がなされたことから、昨年度、「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。)に基づき、サイバー攻撃に係る被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、ランサムウェア事案に係る官公署への報告等に際して「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式2)を用いることを可能とするための施行規則等の改正及び告示の制定を行った。

3. 改正の趣旨

今般、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和7年法律第42号。以下「サイバー対処能力強化法」という。)の施行に伴う関係省庁申合せの改定において、以下の変更が行われることを踏まえ、告示についても一定の整理を図る必要があることから、その一部を改正するも

のである。

- ① その他サイバー攻撃等事案に係る官公署への報告等に関する「その他サイバー攻撃等事案に係る共通様式」（関係省庁申合せ別添様式３）の追加
- ② 国家サイバー統括室がサイバー対処能力強化法第５条に規定する報告等を受け付ける官民連携基盤（以下単に「官民連携基盤」という。）の創設

４．改正の概要

- ① 個人情報保護法第26条第１項及び第68条第１項並びに番号法第29条の４第１項に基づく個人情報保護委員会及び事業所管大臣への報告の方法について、関係省庁申合せ２に規定するその他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合においては、現行規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法等に加えて、「その他サイバー攻撃等事案に係る共通様式」（関係省庁申合せ別添様式３）を提出する方法によることができるものとする。
- ② 「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ別添様式２）、「その他サイバー攻撃等事案に係る共通様式」（関係省庁申合せ別添様式３）に係る報告を行う場合においては、官民連携基盤を使用する方法も可能とする。

５．施行期日

令和８年10月１日（予定）

※ 施行予定日は、「その他サイバー攻撃等事案に係る共通様式」（関係省庁申合せ別添様式３）の適用開始日とする。

※ 本件一部改正による改正後の告示は、当分の間、効力を有することとする。

以 上